

社会資本整備審議会建築分科会
建築物等事故・災害対策部会（第7回）

2007年5月10日

【事務局】 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
私は、事務局を務めさせていただきます、住宅局建築指導課の〇〇でございます。よろしく
お願いいたします。

本日、マスコミからの取材希望がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
なお、カメラ撮りにつきましては、配付資料の確認の終了までとさせていただきますので、
よろしくお願ひいたします。

本日の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き、一般には非公開とな
っております。また、議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開
することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承くださいと思ひます。

また、前回の議事要旨の案を資料1として配付しております。これにつきまして、申し
わけございませんが後ほどご意見をいただければと思ひます。

それでは、住宅局長の〇〇からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 住宅局長の〇〇でございます。一言ごあいさつ申し上げたいと思ひます。
委員の皆様方には、日ごろより建築行政につきましてご尽力いただき、厚く御礼申し上げ
るところでございます。

当部会でございますけれども、昨年の9月に開催させていただきました、エレベーター
の安全確保についてということで中間報告を取りまとめていただきました。その後、日本
建築設備・昇降機センター内に、エレベーター安全対策検討委員会を設置いたしまして、
技術的な検討を進めてまいりました。この間、実は昇降機検査資格者の実務経験詐称が発
覚した問題ですとか、六本木ヒルズ森タワーのエレベーターのワイヤーロープが、火災事
故を契機に破損がわかったとか、5月5日にはエキスポランドのコースター、風神雷神Ⅱ
で死亡事故が起きたということがございまして、定期報告制度に関する事故が立て続けに
起きているという状態になっております。

定期報告制度の見直しにつきましては、昨年9月の中間報告にも実は整理いただいてお
りますが、本日はこれらの事故等で明らかになった新たな課題を含めまして、改めて現在

の定期報告制度の問題点と対応方向につきましてご議論いただきたいと考えております。

国民の安全・安心に対する関心はかつてないほど高まっておりますので、十分にご審議のほどよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元の資料、2枚目に配付資料の一覧がございます。資料1。資料2は1と2に分かれております。それから資料3から10までということで、右肩に資料番号が振ってございます。それから参考資料として、前回まとめていただきました中間報告と、関連の資料が参考資料2となっております。欠落がございますれば、事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事運営につきましては部会長、よろしく願いいたします。

ここでカメラ撮りは終了とさせていただきたいと思います。

【部会長】 本日は、大変お忙しい中、皆さんご出席ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから建築分科会、第7回建築物等事故・災害対策部会を開催したいと思います。先ほど〇〇室長から配付資料の確認がございましたが、この資料に沿う形で、まず最初に「エレベーターの安全対策に関する取り纏め（中間報告）」ということで、その概要について、事務局のほうからご説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元に参考資料1をお開きさせていただきたいと思います。前回、昨年9月11日におまとめいただきました中間報告の中身について、まずざっとご説明させていただきたいと思います。

これは、昨年のエレベーターの事故を踏まえて、設置の際の安全確保、それから設置後の維持保全段階におけます安全確保、それからいろいろな不具合情報の提供・共有をどうするかというような課題につきまして、ご議論いただきましておまとめいただいております。最初の設置時の安全確保につきましては、まず、いわゆる運転制御プログラムから独立した、扉があいたときの走行を防止する装置を義務づけるべきではないかということ。それから、制動装置の二重化等を義務づけるべきではないか。それから、安全装置についての専門家による認証・確認というようなものが必要ではないか。それから、確認検査の的確な実施、それから既存のエレベーターについても改善を図るべきではないかということをご提言いただいております。

それから、設置後の定期検査等によります安全確保ということで、きょうの主題になるかと思いますが、定期検査につきましても、実施方法の見直し、報告内容の充実、それからいわゆる定期検査資格者の能力の確保をどうするか。それから、保守管理に必要ないろいろな情報をきちんと整備していくことが必要ではないかということをご検討いただいております。

最後に、不具合情報等の共有ということで、そういったものを収集し、提供していく仕組みが必要ではないかということをご提言いただいたということでございます。

それでは、資料2にお戻りいただきます。資料2は、この報告を受けて主に技術的な部分につきまして、参考資料の中間報告でいいますと、設置時の安全確保については①、②、③の部分、それから、定期検査のところについても①、②、③、それから④の一部というようなところにつきまして、少し技術的な検討をいただいたものでございます。私どもが建築設備・昇降機センターにお願いしまして、〇〇先生に座長になっていただきましておまとめいただいた中間報告でございます。本文は2-2にございますが、大部でございますので、きょうは2-1に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、エレベーターに関します安全基準の見直しにつきましては、最初にご提言いただいております、戸開防止装置あるいは制動装置の二重化についての具体的な基準をどうすべきかということについてご議論いただきました。戸開防止につきましては、次のような装置をきちんとつけて義務化すべきではないかということございまして、まず1つは、かごが停止位置から一定範囲を超えて移動したということをきちんと感知する。開いた状態でその感知器が作動した場合には、動力をきちんと切る。それから、動力が切れた場合には、惰性で動くこともございますので、回転を制止する。それでもなおかつ動いた場合には、乗り場の天井とか床に人が挟まれない範囲で再度、ブレーキをかけてとめるという形で、二重の安全を図っていくことが必要ではないか、こういったものを基準として盛り込むべきではないかというご検討をいただいております。それから、制動装置につきましては、これも基本的には二重化するということで、昇降については同等の機能を有するものを2つ以上設置するというをご提言いただいております。あわせて、P波感知型地震時管制運転装置、こういったものをどういう形にするかということのご議論もいただいております。

それから、認証につきましては、やはり確認検査の段階で十分に安全、性能確認をできないような安全装置や制御の部分につきましては、第三者の性能評価のようなものが必要

ではないかというご検討をいただいております。

次に、定期検査・報告の見直しにつきましては、まず、その実施方法を見直すべきではないか。最初に書いておりますのは、ちょっとわかりづらいかと思いますが、今の定期報告といたしますが、いわゆるA、B、Cの3つに分かれているんですけども、Bの部分というのが少し不明確な形でございまして、むしろこのBの部分で、例えば劣化が進むことによって次の検査段階、例えば1年後になりますと法不適合になるのではないかというものについては、例えば要改善であるという形できちんと区分を明確にしていくべきではないか。それにあわせて定量化をすべきではないかと。それから、劣化状態がなかなか外部から見られない場合には、作動の確認ですとか不具合の発生状況、その改善状況、それからメーカー側からの整備周期といったものを考慮して判断することが必要ではないかということで、定期検査の方法につきましていろいろな改善事項をご指摘いただいております。それから、報告の様式につきましては、いわゆる改善の時期ですとか、改善すべき内容、あるいは改善結果にあわせて記載して報告させるべきではないかということ。それからもう一つは、いわゆる検査の重要度といたしましうか、そういったものを踏まえて検査回数、検査頻度を見直すということも必要ではないかということをご提言いただいております。

それから、内容につきましても、様式の中で、例えば過去の検査記録の保存状況ですとか、前回の検査以降の不具合の発生状況、その改善をどうしたか、あるいは予定を書かせるということをしてはどうか。それから、不具合につきましてもできるだけ、記載の要領の中でどういう不具合があったかというのをわかりやすく表示するために、戸開走行ですとか段差が発生したとか、表記の仕方を少し類型化してはどうかというご議論をいただいております。

③、いわゆる資格者の能力の問題では、講習内容も、安全装置に関するいろいろな知識・技能の習得に重点をおいたものに直すべきではないだろうかということ。それから、今行っております名簿の登載ですとか、登載証の交付につきましては、要件を満たさなくなったものを名簿から取り消すということと、今後の検討課題として、登載証の更新といえますか、返還させるということについての制度の見直しが必要ではないかということ。それから、詐称問題は後ほどご説明いたしますが、実務経験を証明する方法をもう少し厳格化すべきではないかというご提言もいただいております。

3つ目といたしましては、維持管理が非常に重要だということで、維持管理の手引きを

整備すべきではないかということで、維持管理の手引きの中身に具体的なご提言をいただいております。ここに書いてございます、保守管理の内容ですとか、長期保全計画の基礎知識、あるいは保守管理業者の選定・契約の仕方、あるいは不具合が起こった、人身事故が起こった場合の対応ですとか、それからいろんな情報を保存するというようなこと。こういったことを手引きとしてきちんとまとめるべきではないかということで、ご提言いただいたということでございます。

以上、この委員会の報告を終わりたいと思います。

【部会長】 ○○室長、どうもありがとうございました。

それでは、この検討委員会を精力的にまとめられました○○先生のほうから、何か補足がございましたらお願いいたします。

【○○部会長代理】 内容につきましては、今、○○さんからご説明いただいたとおりで、膨大ですから細かいところは報告書でござらんいたきたいんですが、ちょっと補足させていただきますと、前回、この部会で取りまとめたのも中間報告ですけれども、あれは警察の捜査が続いているということで、最終的な報告ではないという位置づけだったと思います。まだその状態は続いておまして、具体的な検討の取りまとめについても、最終ではなくて中間とさせていただきます。もう一つは、問題が非常に多岐にわたっておりまして、必ずしも今後どういうふうにするかということが詰まっていないということもござります。そういうのは課題として、この報告の中にわかるように盛り込んであります。そういうことで中間報告としてあります。

ですから、この中には、特にハードの安全装置その他については比較的、すぐにでも対策が立てられる、あるいは制度に盛り込めることですけれども、もう少し詰めてから実際の、例えば法に盛り込むなどをすべきだという項目もありますので、これをまとめた立場から言いますと、実は、今回いろいろ起こる前にもその辺の切り分けをまず国交省と相談して、すぐ実施に移せるものと、少し詰めていかないといけないものを考えていたところなんです。そういう状態の中で、今回立て続けにまたいろいろ問題が生じておりますので、この報告と今回生じた問題をあわせて、今後どういうふうにすべきかというのを、やはりこれからきちんと考える必要があろうかと思っております。中身の補足よりは、位置づけということで、そんなことを考えております。

【部会長】 どうもありがとうございました。今、○○安全検討委員会主査のほうからお話がありましたように、まとめられたのが4月末ぐらいだと思いますので、そのあたり

の状況をご判断いただきたいと思います。

この資料につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】 ○○です。大変不勉強で恐縮ですが、一番下のエレベーターの所有者・管理者の維持管理とありますが、例えば民間の共同住宅、いわゆるマンションですが、これは通常、居住者が管理組合等を持っていて、それに委託された管理会社が管理をしているわけですが、ここで言うとその管理組合は、管理者に当たるのか。何に当たるのでしょうか。管理会社が責任を……。

【部会長】 法的にはどうなんでしょうか。

【事務局】 基本的にはマンションですと、管理組合は所有者の集まりでございますので、そのマンション自体が所有者あるいは管理者ということになるかと思えます。ですから、そのマンションの所有者、管理者が保守点検業者に業務を委託して、いろいろな業務をやっていただく。そのときの注意事項と申しますか、そういったことをここではまとめさせていただいているということです。

【委員】 多分そうだと思うんですが、そういたしますと、マンションの管理組合の理事長というのは、しょっちゅう変わるわけですね。そうすると、居住者全員がこういう問題について認識しておりませんと、総会で、要するに経費を安くするために、どうしてもこういうところについても減額、減額の方角にいきますので、そういう意味で、居住者全員に対してこういう意識を持ってもらうことが、これから重要なことではないかと思われましたので、一言申し上げました。

【〇〇部会長代理】 この中間報告を取りまとめるときにも、今のようなことは非常に大きく意識しております。社会的にこういう責任があるんだということを、よく認識してもらい必要があると。しかも、そういう立場に立つ方々、早い話が素人ですから、わかりやすい手引きをつくって、責任は非常に重大ですので、講習会を開くのがいいのかどうかわかりませんが、社会的によく認識してもらい必要があるという意見が多かったと思えます。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ほかに、何かございますでしょうか。

【委員】 ○○大学の○○です。今、全部見ていないんですが、中間報告の27ページの上から3行目、瑕疵の有無の判断という記述があるんですが、この中で、特定の利用者とそうでない場合、特に成人と成人ではない場合の区分けがしてありますけれども、今日

のいろいろな建築物を見ますと、この区分けができにくくなっている、あるいは、成人が中心となる、大人が利用するようなものに、一時的に子供ですとか乳幼児が利用するような場合もあり得るわけですので、このあたりの記述は少し慎重にされる必要があるのではないかという感想を持ちました。

【〇〇部会長代理】 おっしゃるとおりだと思います。こういう問題というのは、特に民法の問題ですと、事前にはっきりするわけではなくて、事故が起こったり、不具合が起こったりしたあらゆる状況を判断して、瑕疵があったかどうかはそこで判断されることだろうと思いますので、確定的な書き方というのは、おっしゃるようになかなかできない問題だと思います。

【部会長】 何か、事務局のほうからございますか。

【事務局】 ご指摘を踏まえて少し修正、実際の手引きの形にする際には見直しをしたいと思います。

【部会長】 今の委員のご指摘に対して、これは一応、中間報告という形で報告をいただいて、これに対するご意見ということでございますので、今のご意見については〇〇主査のほうからありましたように、これを最終版としてまとめるときに検討する際の内容項目に含めるという対応の仕方よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【部会長】 ほかに、何かございますか。

【委員】 〇〇です。中をまだ読んでいないので、もしかしたらちゃんと書いてあるのかもしれないけれども、エレベーターでの危険源、最も危ないのは、ここに書いてあるようにあいたまま動くという戸開走行、もう一つはかごがないのにドアがあくというのがあるんですね。これも非常に危険で、これについては少し考察、対策を考えられておいでですかという質問です。

【部会長】 まとめられた〇〇先生。

【〇〇部会長代理】 それも、戸開走行の一つに入っていると思います。どこに入っているかと言われるとちょっとあれですけども……。

【委員】 そうですか。多分、エレベーターで一番危険なのは今言った2つと、あとはロープが切れるという、ここですので、制御の面からするとあいたまま動く、それからかごがないのにあいちゃうという、この2つです。

【〇〇部会長代理】 それも入っております。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 私から1つ。先ほど〇〇先生から話のあった、保守管理の件で、今回、防災に関しては各マンションに、国土交通省なりその関連団体の防災協会のほうでいろいろな資料をお配りになるというのを聞きましたけれども、維持管理体制とか、エレベーター危機管理、安全性について何か、将来的にそういう情報の通知というのは、少しお考えいただくようお願いしたいと思います。もしそういうお考えがある、ご検討をされているのであればそういう方向で、やるかどうかということについての検討の可能性、ご見解を伺いたいと思います。

【事務局】 この手引きを、どういう形で広めるかということについては、できるだけきちんと管理組合のほうに伝えるような形にしたいと思っております。具体的なことは少しこれから詰めさせていただきますが、先生のご指摘を踏まえて、管理組合にきちんと渡すような方策をきちんと検討したいと思います。

【部会長】 〇〇先生、今のようなことでよろしいでしょうか。

【〇〇部会長代理】 結構だと思います。

【委員】 既に出ている話なんですけれども、私もこの中間報告をまだ全然読めていないんですけれども、このエレベーターの所有者・管理者の責任の話なんです、これは文章を変えろということではなくて、共同住宅について私が思っていることは、ちょっと今までのご意見と違いまして、マンションに住んでいる人というのは、それは自分のものなのだから責任をとれということ、甚だ実態に合っていないのではないかという感じがするんです。借りしている人は、もともと自分の家だという意識が相対的に希薄で、自分の責任領域だという認識がどうしても薄いということになりますけれども、区分所有者の場合も、やはり全部が自分の家だということと違いまして、そのうち売って違うマンションに住もうと思っているわけで、そういう意味で言いますと、普通の一戸建ての所有者と全く同列には論じられないのではないかと。戸建ての場合もかなり相対化しているところもあると思いますけれども、所有者あるいは管理者、それから占有者としての民法上の責任とか刑事上の責任があり得るということを使うのはいいと思うし、自己責任ですから、やはり自分の身は自分で守るというのは基本なんですけれども、それを追求していくことが、おそらく現実に住んでいる人間の実態には合っていないところがあるし、将来的に共同住宅がもっと増えていくと、ますますそういう人口が増えてくるということになるので、もう一つのルートを複眼的に持つておくことが必要なのではないかと思うんです。

そうすると、素人だということもありますけれども、マンションの管理会社とか、あるいは業者さんに対する行政的な監督とか、そのあたりしか残っていないといいますか、それももちろんパーフェクトではあり得ないわけだけれども、そこの仕組みをもう少し考えていくということをやらないと、やや教条主義的といいますか、責任があるんだと言ってみても始まらない、問題が根本的に解決しないんじゃないかという印象をずっと持っていて、そんなことを、共同住宅については少し切り分けて考えてほしいということをお願いしたいと思います。

【部会長】 これは何か、お答えを求めていると思ってよろしいですか。ご意見を述べられたと思っていいでしょうか。

【委員】 意見ですので結構です。

【部会長】 その辺に関して、〇〇先生も私もぜひこういう、維持管理の問題点があればそれを広く、所有者である区分所有者に、問題があるんだということを認識させるためにいろいろな情報を渡してくださいということをお願いして、将来的に検討されるということに位置付けたいと思います。

耐震診断についてはおやりになるんですね。

【事務局】 そういうものを、マンションの管理組合に、いろんな周知をしようということは別途考えております。

【委員】 だから、矛盾している話ではなくて、両立しているものだと思いますので、将来的には考えてほしいということです。

【〇〇住宅局長】 多分、ここで書いてあるのは、むしろ、安易に選ぶのではなくていい管理業者を選定してもらうために、実はあなた方は所有者なんだから、ちゃんとした責任を持っていい人を選んでくださいという趣旨を書くために、そういうことを書いてあるという位置づけになっているんです。だから、むしろ分譲マンションの方は、賃貸は所有者がいますから別なんです、素人集団の集まりですので、だからこそあなたが責任をとれと言われたときに困るんだから、いい業者を選んでくださいと。そのときのガイドラインというのはこういうものなんですよというのが、その後引き続いて、管理業者の選定についてのマニュアルとか、そういう形であらわしているという流れになっています。

【委員】 この間、介護保険でおもしろい仕組みを見つけたんですが、そうすると、優良業者についての情報を、アクセスが容易な形でゲットできるような仕組みをあわせてつくるのが多分、必要なんじゃないかな。介護に関しては、そういうのをつくったら2割ぐ

らいが事実上、つぶれてしまったという話があったようですけれども、そういう仕組みがあるといいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何か、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、他の議題もごございますので次に進めさせていただきたいと思います。次に、主に定期検査に関連する項目で、昇降機検査資格者の実務経験詐称の件と、六本木ヒルズにおけるエレベーターの休止、それから先日ございましたジェットコースター風神雷神Ⅱの死亡事故についての件であります。それらを1つにまとめたような形で、資料6にごございます定期報告制度等の課題と対応の方向、この4つの点でございます。資料としては3、4、5、6の4つを一括して事務局のほうから、まず状況報告を兼ねてご報告いただいて、最後に、定期報告制度の課題と対応、資料6についてご紹介させていただきたいと思います。お願いいたします。

【事務局】 それでは、まず資料3からご説明させていただきます。これにつきましては、いわゆる昇降機の定期検査を行います資格者が、実は実務経験を詐称していたことが判明したものでございます。調査結果の1のところにごございますとおり、シンドラーエレベーター、183名の資格者がございますが、そのうちの53名、それからハインという、保守点検を専門にやっている会社と聞いておりますが、そこが24名のうち14名と、かなりの割合で詐称していることが明らかになりました。講じた措置としては下にございませとおり、名簿から削除して資格の消除をするということを行いましたし、それから、この失効者が行いました昇降機の定期検査については、改めて正規の資格者によってやるよとということ、今、実施しているという状況にごございます。

それから、シンドラーとハイン社、それぞれにこういう者の実務証明の仕方、実は、本人の申告をもとに、それに上司が証明をするという形で、実務経験を証明した書類を出していただいているわけでございますが、会社自体も証明を不適切にやっていたという問題でございますので、会社に対して改善をどうするんだということで、改善策を出していただきまして、それに基づいて、今後の対策を講じていただくことにしています。提出されました改善策につきましては、監査人や弁護士等から成ります第三者機関が、きちんとそのプロセスを見てチェックをするということになっております。ことしの定期報告の事項からこれを実施するというところで聞いております。

それから、2ページをお開きいただきますと、他社もあるのではないかとという疑問もご

ございますので、それぞれメーカーに対しまして自主調査をお願いしております。それとあわせまして、昇降機センターのほうでサンプルで、実際に詳しく調べて問題がないかどうかということで実施しているところでございます。ちなみに、資格者ですが、これは法律によりまして要件がございまして、大臣が定める要件を満たして、大臣の登録を受けた講習を修了した者というふうに規定されております。その要件の中で、次のいずれにも該当しない者ということでいろいろございますが、その一部に、学歴または実務経験を偽ったことが判明した者ということになっておりますので、判明した時点でこの要件を満たしていないということになり、資格を失うということになっております。

実務経験につきまして、これも告示のほうで規定をしております。大学の機械とか電気を卒業しますと実務経験2年、それから、全く実務経験のみといいましょうか、機械とか電気を出られていない方については、11年の実務経験ということになっております。この部分を詐称したということでございます。こういった事件が起こって、実務経験のチェックをどうするかという問題が明らかになったということで、この点について改善策の検討が必要であるということになっております。

資料4は、六本木ヒルズのエレベーターのワイヤーロープが破損したということでございまして、事の発端は、4月4日の夕方、エレベーターで火災が発生しました。これについて調査いたしましたところ、エレベーターのメインロープ、ちょっとわかりづらいと思うんですけども、4ページを見ていただきますと、写っておりますエレベーターのロープというのは、こういう鉄を幾つも組み合わせてストランドというものをつくって、それをまた束ねている構造になっております。この太いストランドが、ここでは8本ございまして、このうちの1本が破断してしまった。その破断した部分の線、実際の写真は6ページにございます。見やすいようにテープをかけたりしているもので、わかりづらいかと思いますが、こういう形で破断して外に飛び出ていまして、これが周囲の枠みたいのところとこすれまして火花を飛ばした。それが、下のほこりとか油がたまっている部分に引火いたしまして、火災、ボヤといいましょうか、そういったものが発生してしまったということでございます。5ページ、6ページを見ていただきますと、事故機のロープが、かなりさびついた状態になっているということで、エレベーターのロープというのはそんなにさびのない状態で動いているのが通常でございまして、かなり異常な状態であったということで、これが火災の原因になったということでございます。

この問題を受けまして、同型の機械はどうなっているんだということを、オーチスに対

して調べるようにと指示いたしました。それから、森タワー、森ビルに対しましても緊急点検の実施を指示いたしました。その結果が2に書いてございますが、実はこの事故機と同型機は、六本木ヒルズ内に11機ございます。これらについて改めて調査をした結果、同じようなストランド切れが1機、それから、ストランドまではいっていませんが、素線と申しますか、その部分が一部破損していたものが8機、そのうちの2機はJ I Sの基準内ということでございますが、結果として7機が基準外になっていたということでございます。これを受けまして、速やかに9台の運転を停止いたしまして、今、順次ワイヤーロープの交換をしているという状況でございまして、今のところ6機が運転を再開しているということでございます。

2ページを見ていただきますと、その後講じましたのは、六本木ヒルズのタワー内にございます、他のメーカーのエレベーターについても点検をするようにということ、これは今、点検中でございます。それから、オーチス・エレベータにつきましては、全国のすべてのロープ式のエレベーターにつきまして、緊急点検を実施してほしいということで、今、ロープの点検を実施している。できればこれも5月25日までということで、報告を依頼しているということでございます。それから、12条3項に基づきます定期検査について、その徹底をお願いする文書を発出したということでございます。

この問題は、見ていただきますとわかりますとおり、ロープのこういう状態を、定期検査をしたにもかかわらず見落とししたということが一番の問題でございまして、定期検査自体が適切に行われていなかったのではないかとということで、これをどうするかということが一つの課題になっているということでございます。

次に、資料5でございます。これは、先週の土曜日、皆さんよくご存じかと思いますが、吹田市のエキスポランドというところで、いわゆる立ち席型、写真を入れていなくて大変恐縮でございますが、立った状態で動くジェットコースターが、車軸、車輪をとめている軸が一部折れまして、それが外れて車輪が脱落するということがございました。その結果、台車の部分が傾いてしまいまして、傾いた結果、乗っていらっしゃる方が周囲の鉄さくにごぶつかってしまったということで、お一人の方がお亡くなりになり、負傷者も多数出たという、非常に痛ましい事故でございました。

この遊戯施設自体は、平成3年に確認をとって、4年から動いているものでございます。これも定期検査の問題がございまして、吹田市では、こういった遊戯施設について年に1回、定期検査をして報告をしろということになってございます。具体的な報告の中身は、

いわゆる特定行政庁が規則で定める書類を添えてやるということになっていまして、その中で、日本建築設備・昇降機センター、先ほどエレベーターの、ABCというふうに申し上げましたが、同じような様式でございます。この様式に基づいた詳しい検査結果を出すということになっていたわけでございます。

この部分については、詳しくご説明したほうがよろしいかと思っておりますので、参考資料2で、その関連の部分がございまして。法令集のようになっていところが、一番最後の資料にあろうかと思っております。その31ページをお開きいただきたいと思っております。これがいわゆる標準様式で、昇降機センターが決めているものでございまして。この様式で、A、B、Cで指摘するというようになっております。これが、吹田市が提出しなさいとしていた書類でございますが、具体的なABCの判断基準は32ページからございまして、業務基準書という昇降機センターがつくった本がございまして、その中に判断基準が記載されてございます。この判断基準に従って、BとするかAとするかを判断するというようになっていまして、その根拠がそれぞれ、法令とJISの部分が記載されています。これを見て判断するということになります。

今回の該当部分は37ページでございます。「6.8」と書いてございまして、一番上に「台車・車輪装置」というのがございまして、ここを見ていただきますとわかりますが、今回の場合はCに該当しますが、「・き裂、欠損又は甚だしい変形がある場合」ということで、こういう場合にはC判定だということで報告をすることになっております。その判断基準として法令の基準とJISの基準があるということになっております。お手元に、資料番号はついてございませませんが、JISの基準書があろうかと思っております。エレベーターと混在していますが、遊戯施設のほうをごらんいただきたいと思っております。遊戯施設のほうの8ページでございます。ここに「5.6.3」というのがございまして、ここが車輪装置の部分になっております。ここにいろいろ判断基準がございまして、その中のCとD、今回破損しましたのが車輪軸という部分でございまして、亀裂および甚だしい摩耗がないこととなっておりますが、これを判断するために1年に1回以上の探傷試験を行うことになっているわけでございます。今回、問題なのは、この探傷試験を行わずにAだという判定をして提出しているということになってございまして、実は、定期検査自体は1月に実施して、2月の中旬に吹田市に報告をされているんですけども、検査自体が不適切に行われた可能性が高いということでございます。

そういう問題があったということで、また資料5に戻っていただきまして、今回の事故

を受けまして、私どもが講じました措置といたしましては、全国のジェットコースターの類すべてにつきまして緊急点検を実施してくださいということをお願いしております。その際に、いわゆる車輪軸につきましては、特に探傷検査の結果をきちんと確認してくださいと。仮にやっていないものについては、速やかに探傷検査をして、安全性を確認してくださいということにしております。これにつきましては、事故機と同型機が4機ございますが、これについては明日まで、それ以外のものについても来週の金曜日までに報告をいただきたいということにしております。それから、あわせて全国の遊園地事業者に対しまして、適切に定期検査を実施するようということと、維持保全計画、あるいは運行管理計画というものを適切につくっていただいて、ちゃんとした運行管理をしてくださいということの周知徹底をしたということになっております。

こうした事故が幾つか起こりまして、実は委員会でご議論いただいたときから、幾つかまた明らかになった問題も踏まえまして、資料6にその課題を少し、私どもとして整理させていただいております。まず、定期検査の項目、方法につきましては、業務基準、それからJ I Sの標準の位置づけが不明確ではないか。先ほど申し上げましたけれども、業務基準自体は昇降機センターがつくっておりますけれども、法律上、これによらなければならないと明文する規定がございません。それから、それに位置づけられているJ I Sの検査標準も、あわせて同じような形になっているということで、不明確ではないかという問題。それから、検査基準の中も、少し定性的なものが多くて、かなり検査者の裁量に任されている部分が多いのではないかということ。もう一つは、昇降機センターの委員会の中でもご指摘いただいているんですが、劣化の進行を考慮していないんじゃないかと。例えば、次回の検査までには、どうも不適合になるんじゃないかというものについて、やはりきちんとそういうことを指摘すべきではないかということでございます。そういったことが、今は行われていないのではないかと。

それから、報告の中身も、いわゆる検査結果、先ほどのA B Cの表を求めておりますけれども、これもA B Cという結果だけでございます。それを裏づけるための資料とか、そういったものの添付がございませんので、報告を受けた特定行政庁のほうも、まさにいいのか悪いのかという判断が十分にできないのではないかと問題がございまして、それから、いわゆる不具合情報というものが含まれていないということもございまして、不具合な情報も踏まえて検査を効果的に行うということが、十分に行われていないのではないかと問題がございまして、

それから、資格制度につきましては、今回のものを踏まえ、やはり処分についての考え方があまり明確に、法的な手続とか、処分をするということの規定が不十分ではないかということ。それから、罰則自体も、法令上はないものですから、検査者がいいかげんな検査をしたということについての処分、罰を適切に行うことが困難ではないかということ。もう一つは、やはり今回のいろいろな問題を見てみますと、検査者の検査能力といえますか、そこにも疑問があるのではないかということがございます。

したがって、2ページを見ていただきますと、今後の検討の方向といたしまして、まず1つは検査項目につきまして、定期検査の業務基準ですとかJ I Sの検査標準につきましては、やはりもう少し定量化をする。あるいは、劣化を想定した基準をつくっていくことが必要ではないか。その上で、いわゆる探傷検査を実施するとか、あるいは、目視できないものは、いろんな機器を使用してきちんと確認するというような検査の方法を具体的に法令上に規定すべきではないかということがございます。それから、その具体的な検査方法を踏まえて、今、半年から1年の中で、大体1年で決めているケースが多いわけですが、場合によっては少し期間を短縮するというのも、重要な事項については行う必要があるのではないかとございます。

それから、報告の中身につきましては、やはり検査結果を裏づけるような資料が必要ではないか。例えば探傷試験の結果の写しを添付する、あるいは重要な部分については写真の添付を行うというようなことで、後から不具合の状況を行政庁のほうでも判断できるようなことが必要ではないか。それから、仮に不具合が発生した場合は、それがどういうふうになったか、どういうふうに変更したかということをきちんと加える必要があるのではないかとございます。なお、そういったものが入りますと、今、実は定期検査の状況につきましては、行政庁のほうで閲覧をするということになっておりますが、そういった不具合情報についても閲覧対象に加えて、きちんと見られる形にしていくことも考えられるのではないかとございます。

それから、定期検査資格制度につきましては、この検査資格についての処分、罰則について、そのあり方をきちんと検討すべきではないだろうか。その上で、定期検査の資格要件を少し見直す必要があるだろう。例えば、講習内容ですとか修了考査、こういったものを、今の現状でいいのかどうかということを検討すべきだろうと。それから、やはり新しいいろいろな技術、法令の見直しについて、定期的に講習を実施して技術を習得していただくという方法を検討すべきではないだろうかということがございます。3つ目は経歴詐

称の問題で、これについては、実はことし6月から受付を始めるということもございますので、ご承認いただければ速やかに実施したいと思っておりますのは、今のような単なる上同等の証明ではなくて、例えば労働者名簿、これは労働基準法で職場でつくることが義務づけられているものの写しですとか、被保険者記録照会回答票の写しというようなものを添付していただいて、今回の場合も、何といたしまして、入社前からずっと入社していたような形で経歴を詐称していたケースが多かったものですから、そういった方法をとることが一つの方法ではないだろうかということで考えております。

それから、3つ目は、いわゆる維持保全が非常に重要でございますので、主に遊戯施設などにつきましては、やはり実施体制ですとか部品の交換をどうするか、あるいは緊急時の対応、こういったものを含めた維持保全計画などをきちんとつくっていただく、それに従ってきちんとした維持管理をしていただく策を検討すべきではないだろうか。今後、こういったことを検討すべきではないかということで、整理させていただいております。

【部会長】 どうもありがとうございました。今の事務局からのご説明は、大きく言うと二項目あると思います。今までの、3つございました事故の現状報告、それから最後の資料6ということで、ここの部会の議論の進め方において分けさせていただいて、前半の3、4、5について何かご質問、ご意見を伺うことを先に進めたいと思います。

いかがでしょうか。資料3、4、5、3つにつきまして、昇降機の実務詐称、エレベーターの休止について、ジェットコースターの事故の問題、この3つのご報告内容について、何かご質問はございますでしょうか。確認でも結構でございます。

【委員】 細かい質問なんですけれども、まず資料4の2ページ目、講じた措置のところ、2行目、緊急点検を指示するよう、特定行政庁である東京都に国が要請したということなんですが、これは建築行政の仕組みの問題なんですけれども、特定行政庁である東京都が森ビルさんに指示するのは、これは建基法12条5項に基づく話ということです。それで、東京都に対して要請するというのと、2つ目の丸のところ、やはり通知があつて報告するよう依頼しているというのは、事実上の行政指導なんですか。強いて言えばそういうことになる、事実上の行為で、これは法定受託事務ですか、自治事務ですかというのが1点目です。

【事務局】 自治事務でございまして、上の要請は事実上の行為でございまして、下の部分については法律上の根拠で、報告を求めることができるということが基準法上、規定されておりますので、その部分につきましては法律に基づいて報告を求めるということに

なろうと思います。

【委員】　　そうですか。こういう調査みたいなことをするとき、制度としては脆弱だという気持ちを基本的に持っていきまして、特定行政庁がほんとうにちゃんとやれるのかという問題が、もう1個あるんですね。そういう点が少し心配なのと、仮に特定行政庁が言うことを聞かなかったらどうするのかなというのも、基本的に考えないといけなくて、それは国と地方の関係という部分にかかわりますけれども、その点が1つ、問題点としては多分あるんだろうと思います。迅速な対応をとるとか、専門的な対応ができるかどうかとか、そういうところを考えると、そういう問題があると思います。

もう一つの質問は、資料5のほうなんですけれども、ジェットコースターというのは遊戯施設ということで、これも建基法の守備範囲というのはちょっとびっくりしましたが、これは軌道法とかは関係ないのかなというのと、あと、経産省とかほかの行政庁は全然かわっていないのかということですね。それから、2ページ目を見ると建基法で運行管理規定まで管理するのかというのがあって、そんなにやり切れないんじゃないかという気がちょっとしておりまして、その点はいかがでしょうか。

【事務局】　　過去の経緯はちょっと、なかなかいろいろあったようでございますが、基本的には軌道法とか他省庁は、このことについては関与はしておりません。建築基準法の中で、建築物ではなくて工作物の中で建築基準法の規定を準用するという形で、いわゆる準用工作物ということで、その一部に入っております。おっしゃるとおり、ハードの部分、あるいは定期報告とかそういう部分は建築基準法を準用しておりまして、2ページにございます維持管理とか運行管理につきましては、こういう指針をつくって、事業者に対して行政指導をしているという認識で、法的な根拠があると言われると少し、維持は行政指導という形でやらせていただいているということです。

【委員】　　ありがとうございます。

【委員】　　建築士会の〇〇でございます。今のお話に関連するんですが、特に遊戯施設の場合、確かに維持管理が非常に重要だということはわかるんですけども、例えば責任のリンクという意味では、プロダクツライアビリティーとか設計責任とか、そういうものはどういうふうにとらえられるのでしょうか。定期報告がちゃんとなされないとか、その仕組みをちゃんとすべきだとか、所有者がきちっと維持管理すべきだとか、それはよくわかるんですが、責任というのはそれだけなんですか。それとも、そういうことはこの委員会では議論する範疇に入っていないのか、その辺をちょっと教えていただければと思

います。

【事務局】 工作物でございますので、当然、設計者、施工者という方はいらっしゃいます。そういった方々については、当然責任を問うことにはなると思いますが、通常、建築物の場合は建築士が業務独占という形ですが、この場合は業務独占ではない形ですけれども、当然、責任としては同様の形でかかってくると思います。

【部会長】 ほかに何かございますか。

【〇〇住宅局長】 〇〇先生のご疑問は、多分、基準法の工作物規定が入ったのは、実は昭和30年代なんです。そのころに遊戯施設をめぐるいろいろな議論があったと思います。当時の通産省なり、運輸省なり建設省といろいろな議論を重ねたんだろうと思うんですが、軌道法というのは、例えばジェットコースターというのはA地点で乗ってA地点でおるので、運輸に関係ないよという議論になって外れているんだと思います。当時の通産省さんのほうは、我々は製造メーカーみたいな部分で、設置について責任を負わないみたいな議論があって、結構、お逃げになった部分があって、それでは工作物を設置するというのを一体どこが見るんだという議論になったときに、例えば広告塔みたいなものがありますね。それとか屋外の水槽を建てたようなものとか、そういったものを工作物責任で基準法で見るとなっていたので、こういったものについても別条を立てて、準用工作物という形で規定するというふうに、昭和30年代からなっておりますので、ちょっと私もえっと思ったのは事実なんですけど、実は遊戯場を運営されている方は、確認が要るんだということはずっと、30年代から知っているという世界に入っております。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

どうぞ。

【委員】 かなり単純な質問です。六本木ヒルズというと非常に新しい建物というイメージがありますが、それがこういう、ワイヤーロープが切断してしまうような赤さびがあるというのは、報道で聞いている限り非常に奇異な感じがします。全く技術的な素人として、これが要するにメンテナンスの問題ということで扱うものなのか。赤さび状態が、11基のかなりの部分で同様の問題が生じているという今日の報道を聞くと、エレベーター本体に、赤さびが生じるということの問題はないのかどうか。そのあたりが、ちょっとわからないのでお尋ねします。

【部会長】 これはどなたに聞いたらいいでしょう。委員会ということで、もし委員の中で適切に意見を述べられる方があったら。

〇〇先生、何か。先生は電気でしたか。機械ですね。

【委員】 私は、機械安全という立場です。

【部会長】 エレベータ協会のほうでは何か。委員としての見解はございますか。

特にはありませんか。

事務局の方から何かありますか。

【事務局】 どうも、少し特別な油の、普通とは違う特別なロープを使っていたというのは聞いているんですけども、ただ、金属でございますから、さびるということは当然あり得るわけですので、むしろ、さびた状態がわからずに放置されていたということのほうが問題が大きいのではないかと。さびた状態で、それを取り除くとか、あるいはさびて、その結果破断がないかということを適切に管理していれば、問題は生じないのではないかと考えております。

【委員】 そうすると、確認ですけれども、適切なメンテナンスが行われていれば、こういう状態になり得るはずがないという事案であるという理解でよろしいですか。

【事務局】 そういう認識をしております。

【部会長】 ほかに何かございますか。

〇〇先生。

【委員】 1点、質問なんですが。資料3ですが、これはなぜわかったんですか。

【事務局】 情報提供がございまして、その結果、追跡調査をさせていただいたということでございます。

【大森委員】 ということは、情報が入っていないところもあり得るんですか。

【事務局】 ないとは言えませんので、今、実は、2ページの(4)にございますとおり、全数を調べるのは非常に困難ですから、とりあえず自主調査をしていただいて、その中でサンプルを抜き取って実態を確認して、問題があるところはまた少し調査をするという形で進めているところでございます。

【〇〇住宅局長】 実は、ここの部分で申し上げますと、この資格自体が省令に基づくものになっていますので、先ほど来、〇〇室長から申し上げますように、仮に経歴詐称をしたときに、こいつは悪いやつだからということで、罰則も処分もかけられないという、要するに罪刑法定主義みたいな議論があります。そういう状態になっている資格なんだということの結果、省令でつくっているやつなので、若干、気軽に経歴詐称がされている嫌いがあるのではないかというふうに、私どもは危惧しているわけです。

【委員】　　ちょっと前の議論にさかのぼるんですが、私は機械安全が専門なんですが、国土交通省の、今言ったエレベーターから遊戯施設、これは明らかに機械なんです。それから、国土交通省だけでなく、厚生労働省へ行くとプレスサーだとか、あれも機械なんです。そして、経済産業省で当然また機械をやる。僕らにとって機械は全部同じはずなのに、実は省庁、3つあってちょっとずつみんな違うんですね。これは何とかならないんですか。逆に言いますと、国土交通省がある程度強制法規に近いものを持っているんだとすると、例えばJ I S規格をちゃんと使えと言え、今回もJ I S規格が、書いてあったけど任意だから使わなかったというんだけど、やはり国として法規を決めるなら、国土交通省は経済産業省と手を結んで、J I Sをちゃんと準用するとか、そういう交流はできないんですか。ちょっと、この委員会の議論を越えているかもしれませんけれども。

【事務局】　　私どもは、実はJ I S自体は当然、そういう認識でつくって、J I Sの中でこういうものをつくってほしいということでやっていますので、当然、業界の常識として使うものだという認識でいたものですから、法律上の位置づけが甘かったと言われる点はあると思います。むしろ私どもは、J I Sをきちんと使ってやるべきだという認識のもとで、これまでもやってきておりますし、今後も、仮に今回、いろいろな位置づけをするときにも、できるだけそれを活用させていただきたいというふうに認識しております。

【委員】　　ヨーロッパですと、ご存じのようにある程度国の要請があると、それに従ってEN規格という、これはJ I S規格を準用する。それを満たさないといけない、逆に言うと、満たすと国の法令を満たしたことになる。そういうやり方を実はしていて、J I S規格にないものがあるならば、もっといい規格、もっといい技術があれば、これは要求事項を満たしていますよという証明をすればいいですよという、かなり柔軟性のあるやり方をしています、省庁を越えているんですね。それと同じように、日本もぜひこれからそういう方向に進んでいただければ。ちょっとこの委員会のあれを越えているかもしれませんが、お願いしたいと思います。

【部会長】　　ほかにございませんでしょうか。

私から、技術的な話をまず1点なんですが、4番で、確かに今、〇〇さんの話のように、1ページ目でいくと、11基あるうちの10基が何らかの問題を抱えて、結果概要の事故機の1台は同型の10台に入るのかわからないんですけども、素線切れというのもあったわけですね。これがなぜ起こったかという、〇〇室長の材質の問題もあるというお話ですけども、これの技術的な問題点をどこかで解明するか、させるか、してもらおうかと

いう、これは命令か要請か助言かわかりませんが、そういうことはできないんですか、エレベーターが工作物の1つであるとしたら。

【事務局】 原因自体を究明するのは、いろんな技術的検討をすれば可能だと思いますが、もともとこういう鉄で、しかも摩擦を受けながら常に回転しているものですから、こういったことは、逆に言うと当然起こり得る現象なわけでございます。ですから、通常のエレベーターでもロープが、素線が少しずつ破断したりすることはあり得るわけで、それを見つけて、必要な範囲になってくれば交換をしていくというのが常識的な対応でございますが、今回はかなりそれが進んだ状態までほうっておかれたということが、非常に問題ではないかということで、このエレベーターだけ特別に、非常にロープ自体があったのかどうかは、これから少し調査しなければいけないとは思いますが、通常のエレベーターでも、メンテナンスをちゃんとせずにほうっておけば、当然起こり得る現象ではあると思います。

【部会長】 これだけの割合で言えば、全国に何万台もあるエレベーターの、ほかにもこういう問題があるとすると、この点についても周知をすべき大きな問題ではないかと思えます。

もう1点、私のほうから質問したいんです。先ほど来、話にある遊戯施設の建築基準法の問題で、私も、多分私が建築に携わる前からの経緯があるようなのですが、当時の工作物と今の時代の工作物が、随分、種別的に変わってきているのではないのでしょうか。多分、当時の遊戯施設というと、ブランコみたいなものから始まって、観覧車ぐらいのイメージだったのが、今般のような、今までとは性質の異なる荷重のかかるような施設工作物となってきた。その点を踏まえ、中期的もしくは長期的に、こういう遊戯施設を工作物の中において建築基準法体系の中にも含めるよりは、少し独立した法体系の中にも含めるといった、長期的な話かもしれませんが、そのような検討をするというお考えなり方針はないのでしょうか。

【事務局】 実は、後ほどちょっとご説明いたしますが、少し総合的に、こういう動く設備ですとか、そういった施設についての技術的な検討を、総合技術開発プロジェクトの中でやっていきたいと思っております、その中で、そういう議論も含めて、どういう法的な仕組みが一番効果的なのかということは検討していくことになるかと思えます。

【部会長】 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。多分、こういう関係の施設というのは、既存のものから随分いろんなバリエーションのものができてくるから、なかなか法

体系になじまないというのか、ある形のイメージの決まったものであればいいんですけども、エレベーターも昇降速度がもっと早くなったり、昇降高さがもっと高くなってくると、どういう体系がいいのか、今までのものとは違うんじゃないかと思うんですね。ぜひ、よろしくご検討いただきたいと思います。

それから、今般の事例ではエレベーターと、かなりの速度でもって動く動的な遊戯施設という2件がものとして挙がっているようですけども、最近、私の個人的に接している、高層マンションに含まれる立体駐車場、あのあたりも多分、今までに我々がつくった経験の少ないものができているように思いますので、ぜひ防災対策として、将来的なものを見据えて、ほかにどんなものがあるかもご検討いただきたいと思います。その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それは今までの3、4、5でございまして、きょう、ぜひ皆さん方、委員の方にご助言、ご意見をいただきたいのは資料6でございまして。今後の対応について、この資料としては2枚でございまして、何かほかにもこういうことをやっておいたほうがいいんじゃないかという、ぜひ皆さん方の自由な発想で、自由なご意見をいただきたいと思います。特段、どこにこだわるということはありません、ああいうこともやったほうがいいんじゃないかとかを含めて、この6について皆さん方からご意見をいただきたいと思います。

【委員】 ○○大の○○です。2点ございます。

1点目は、例えば私の例でいきますと、私は防火扉とシャッターについてはよく知っていますから、どこで壊れるかもよくわかります。エレベーターも今回、勉強させていただいたので少しわかります。ジェットコースターのことをわかれと言われるとわかりません。かつ、ジェットコースターというのはもともと、僕はほんとうに不思議でしょうがないけれども、揺れてがたがたするからこそうれしくて、それに乗っているわけで、僕に言わせればそれで死ぬのは当然といえば……。この発言、匿名になるなら言ってもいいと思うんですが。ある意味では危険を背負ってお金を払っている結果でないとは言えない。その場合、わからないことはわからないと言わなければならないというのが、私の最初の主張です。わかる範囲はわかる範囲でやりましょう。わからない範囲までわかるというのは、非常に危ないというか、僕らがジェットコースターも絶対安全なんだというところまで、ほんとうに言うのかどうかということを最初に考えるべきだと思うんです。

実は、こういう発言をしますのは、1987年から2002年までの16年間に、アメリカで何人ジェットコースターで死んだか、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、1

8人死んでいます。その18人死んだということは、アメリカのホームページ、僕はどこに載っているかだけは知っていたから、たたけばすぐ出てくるわけですね。それはいわゆる情報公開で、どこで何が起きているかということが、しかもどこまで書いてあるかという、何歳のおばさんがどこでどういうふうに死んだかまで全部書いてある。それをやらないことには、結局わからないことはわからないよとは言えないので、わからないよということを知らしめるためには情報公開しなきゃしょうがないというのが、このところお医者さんもみんなそうやって、寂しい形になっていますので、そういう方向に行くんじゃないかというのが1点目です。

2点目は、この資料6の(1)の丸の2番目に、次回検査時点までに法不適合の状態まで劣化が進むことを想定する場合とそうでない場合を何とかしろというふうに書いてあるんですけど、ここについても私としては、壊れることを前提にした検査、調査をやりましょう。それで、できるだけ壊れたことを報告する、私のところはBがとて多いんですよ、だけどCはありませんという仕組みを言わないと、そこはもう日本人の意識を変えてもらわないと困るんですけども、事故前提の事故はいっぱい起こしています、だけど本物の事故は起こしませんという仕組みの定期報告にしないと、いつまでたっても、うちはBはありません、Cもありません、Aばかりですという報告になるわけです。これはやはり、故障率を一定限持っているということを会社の誇りにするような仕組みにしていかないと、絶対に技術屋としては解決しない。ここは、私は学生なんかには幾ら言っても、やはり学生さんも絶対に理解できない。だから、そこはもう、すごくつらいんですけど、私はやはり30年間こういうことばかりやってきて、どう考えても、壊れているということを出せる世界にしないことには、この辺は改善しないので、ぜひ2点目のことも含めて、この定期報告制度のことを考えていただけたらというふうに思います。

【部会長】 何か、どちらか一方の欄にイエス、ノーのマークをする、アメリカに入るときの入国カードのようなものですね。

【委員】 資料4と3にちょっと関係するんですが、ワイヤーの状況からすると、定期点検していれば発見できただろう、というぐらいの状況だと思うんですね。現状からするとかなりひどい状況で、事態としては、かなり深刻な状態になってきているという気がしています。ですから、今回の件に関しては、事態としては非常に重く受けとめなければいけないのですが、具体策として、どうしたらいいのかというのは、私自身もまだ具体的な案を持っているわけではありません。ただ、おそらくまじめにやっている業者さんもかな

りいると思うんです。やはり、まじめにやった人がしっかり報われていく世の中であるべきだと思うし、そのまじめさというのは、ABC評価のところ、B、Cがあって、それに対して適切な対応をした場合には、非常にまじめにやっている証拠とも言えるのではないかな。全部がAでなければいけないというものでもないのではないかな。

私は、BやCが多少出たとしても、それはばらつきの範囲内で出てくる現象であれば、それは当然なんだろうと。ただし、それを適切に処理するための定期検査という気がしています。適切に対応することができているのか、いないのかということも念頭に置きながら、罰則規定とかいろいろな規定を強化していただければと思っています。資格者に対する信頼というのは、国民からすると、大臣が定めようが法律で定めようが、その人にすぎるしかないんですね。私は国民の安全は、やはり守れるものは守ってほしいと思っています。この際、資格者もグレードアップして、制度としてつくっていただければと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。この資料6を中心に。

【〇〇委員】 自由ということなので、申し上げたいと思います。2点ほどあるんですが、1つは、先ほどもちょっと言いましたけれども、ここ数年来、建築行政はものすごい受難の年だなどと思ってしまして、少し過重負担なんじゃないかという感じは、一般的な印象としてあるんです。今回の資料6も非常にまじめに対応されていて、特定行政庁が確認できるように、資料を要求するんだとか、あるいは罰則もあつたほうがいいんじゃないとか、省令を法律に上げたほうがいいんじゃないとか、基本的には行政の関与を強化するような方向、あるいは管掌の範囲を広げるような形のご議論がずっとあるんですけども、そういう過重負担的なことと、あと、多分全部はやり切れないという現実論を踏まえると、少し建築行政のあり方をソフィスティケートしたほうがよくて、例えば税関の検査ですと、これは建築偽装のときにもたしか申し上げたと思うんですが、コンプライアンスをちゃんとやっている優良企業については、むしろ検査を省略するという形で差別化を図って、きっちりつばを押さえたところで行政は関与せざるを得ないという、ある種の割り切り、合理的な対応ではあると思うんです。テロ対策でそういうことをやっているわけだから、結構、大変な割り切りをして、決断してそういう対応をされているんだと思いますけれども、やはり行政の関与の仕方という点では、全部網羅的に、しかも完全でなくやるということではなくて、つばを押さえて効率的にやるという形で、もう少しほかの制

度も見て、考えられたらいいんじゃないかというのが第1点です。ですから、優良なところについては、いろんな義務も外して、検査も軽くしてという形にするということです。

2点目は、それとも関係するんですが、定期報告制度の話は、広い意味でいいますと、主体がだれかという話がありますけれども、行政調査の話なんですね。行政調査の話というのは、裏返すと即時強制の話で、ある企業なり事業者がちゃんとやっているかについて、先ほど情報公開と言われたんだけど、その前に重要な情報をとってくるということが大事なんですね。ある事業者がほんとうにちゃんとやっているかどうかを知ることが必要なんですけども、そのルートでいくと、立ち入りをするとか資料収集をするとか、警察的な発想になってくるわけです、国税徴収のような、税金の対応もそうですけれども。ところが、ほんとうはそれができて、執行体制もあって、その情報が提供されるといいんですけども、それだとストレートに即時強制の話になるので、思い切り公権力の行使になるんですね。そうすると、法的な仕組みをつくるときのハードルがとても高いんです。

そこでどうするかというと、表現の問題もありますけれども、即時強制でいくと非常に厳しいので、やはり行政調査のルートでいくというのがいいんです。やはり違うんですね。ニュアンスが違うのと、やり方が違うということで、そのときに、行政が入るということではなくて、先ほど申し上げた介護保険法の話というのは、詳しい資料が大学に行けばあるんですけども、厚生労働省さんも随分考えられたんですが、介護施設に対してそういう情報をとってくるという仕組みをつくられたんですね。数年前のことですけども、それが今度きちんと動くようになったということなんだけれど、それは、やっぱり行政が入ると大変なので、ある種の公益団体だと思いますが、そういうのをつくって民間でやる。上手に仕組みをつくりまして、自発的に、利用者のためにどういう施設があるのかということを提供するというので、徹底的に利用者の便宜ということで情報を提供する。しかも自発的な情報提供を促すということをやった結果、そういうハードルを上手に越えまして、新しい仕組みをつくられたんですね。そうしたところ、情報を出した瞬間に、劣悪な企業だということはすぐわかるので、そのために情報提供に応じないところも出てくるし、明確に拒絶するところもあるし、事実上、閉鎖するところも出てくるということで、そういう意味では相対的に優良な事業者が残ることになったわけで、こういう定期報告みたいな話で情報を集めてきて、検査をさせてその情報を公にするという仕組みについては、従前のやり方で充実させるというだけだと、非常に限界を感じるということもあり、別の観点でも考えていただけたらいいんじゃないかと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員。

【委員】 〇〇です。ちょっとまた技術的なことなんですけれども、先ほど少しお話に出ていたんですけれども、ABCのランクの問題で、この27ページにケーブル等のことが書かれているわけなんですけれども、Bが出ていないというのも不思議なんですけれども、それが書きにくいということがあるのかどうかわかりませんが、これについての、例えば技術的にどの程度組成がはがれるとどういう状況が起こるのかというようなものは、難しい検証なのかどうか少し気になります。この六本木ヒルズの場合でも、あまりにも不自然というか、そういう感じも素人目にはしてしまいますので、Bとすべきもの、あるいはCとすべきもののランキングの立て方と、それから、資料6の中に出てきています、経過的な検査の間隔を見直すこと、これはとても私も賛成なんですけれども、この期間の立て方ですか、もう少し、先ほどのサンプリング調査を、これから結果が出てくるんだと思いますけれども、このあたりも含めて細かなディテールの部分を含めて報告していただけると大変ありがたいという気がしています。

それからもう一つは、これも結論なんですけれどもあいまいなんです、資料6の最後のところに、所有者による適切な維持管理の徹底化という、いつもこのところに出てきます。今回のジェットコースターのケースもそうですけれども、私がこの部会に参加させていただいてからも、毎年のようにさまざまなケースが出てきて、これを新聞報道等で、さまざまところでいろんな事業者が情報を共有しているはずなんですけれども、それでもなおかつこういう管理の問題が出てきている。先ほどもお話がありましたが、やはりこれは1つの省だけの問題ではなくて、関連する部分とのやりとり、もう少し同じことを繰り返さないための他の機関、あるいは省庁との連携、そこを少し議論していく必要があるのではないかという気がいたします。

【部会長】 ありがとうございます。後段のほうについて何か、事務局のほうから指摘しておくべき事項はございますか。

【事務局】 関係するところというのは、実はこの分野については、エレベーターとかは多少あるんですけれども、遊戯施設の関係は非常に、今のところあまりほかのところやっていない分野もございます。ただ、他の分野でどういうことをやっているかということ、今後きちんと踏まえて、仕組みの中に生かしていくことは必要ではないかと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。

〇〇委員。

【委員】 〇〇研究所の〇〇という者です。ABCのチェックの話があるんですが、私が心配するのは、例えばCにつけた、そうしたときに何らかの補正、あるいは修正なり保全なりをしたらAになるという枠組みがどこかに要るわけですね。そのときに、どういうことをやったらAにしているのかというコンセンサスがそれなりにあれば、Cですよ、直してAになりました。その補正する、直すということをする者と検査する者が別人格なのか、同じ人なのか。これが同じだったりすると、何となく隠ぺいしたような感じになるし、ちょっとその辺の整理が要るのかなと。つまり、点検して直すという行為なのか、チェックするということなのかという、行為する人によってちょっと……、でない限りCにつけてAに直すというのが非常に、変なことをやっているような感じがする。あるいは、こう直せばAにしているですよというコンセンサスがあれば直しやすい。

ただ、何とかにひび割れがある、どう直したらいいかといって、これはなかなか難しいんですよ。ひび割れが一たんできちゃうと、どう直したら直したことになるのかというコンセンサスがなくて、なかなかつけにくいのかなという、実態的に。だからそこを整理していただきたいということと、それから、検査者の責任を極めて大きく考えるような制度に踏み込んでいくと、所有者の責任はどんどん軽くなっていっちゃうようにも見える、別人格だとすれば。そういうところで、所有者の責任も当然あるんでしょうけれども、検査者にごまかされましたと言ったら、所有者の責任が大分減ってくるのか。ないということではないんでしょうけれども、減ってくるのかなと。その辺が何となくしっくりこないなという感じがします。

【部会長】 ありがとうございます。

【委員】 自由に意見を言っているということなので、申し上げたいと思います。最近、いろんなこういう事故が起きるたびに思うのは、日本も成熟したなというか、要するに新しいものをつくる時代が終わって、ほとんどのものが10年、20年は当たり前で、30年以上も前のものを使っている例が少なくないということです。ところが、メンテナンスとか維持管理についての備えがすごく希薄だと思うんです。特に、何が希薄だったかという、実は安全はただではなく、維持管理やメンテナンスにかかる費用の問題をどうするのかということ、あまり私たちは真剣に考えてこなかったのではないかな。ですから、うそをつくというのは、私もほんとうに昨今の風潮として一番よろしくないと思うんです。

が、ばれなければうそをついて大丈夫というようなことも、きちんと維持管理に費用をかけないというところに問題があるように思うんです。

何を申し上げたいかという、安全管理に対してきちんと費用がかかるということで、精緻な定期検査とか定期報告、それから資格者ということ言えば、そういうものをきちんと行うときにかかる費用を、一体だれがどういうふうに負担するのかということと、そういう検査を行った資格者が、その資格に伴ってどういう責任を負うのかというあたりがきちんと一回議論されないと、はっきりしないのではないかと思います。その辺をここで一回、光を当てて議論してはどうかということをお願いしたいということです。

そういう意味で、先ほど介護保険のことについて〇〇先生がおっしゃっているわけですが、介護保険は7兆円を超えるお金を、国民が保険料と税金でフィフティ・フィフティで負担していて、それがどう使われるかということについて、いろいろやってみてかなり問題があるということがわかった。そこで、必ず1年間に1回、インスペクターが一泊二日で行って、各事業書のエビデンスをすべて出して検査をやることになった。当初はそれに基づいて格付までやろうという意気込みだったんですが、格付まではできないので情報公開に徹しようということになっています。この場合は、税金を使っているとか保険料という公的なものなので、その検査にかかる費用は其中で見るとということだと思うんですが、今回のようなエレベーターとか遊戯施設の場合には、それとは少し性質も違うので、一体だれがどういうふうに検査などにかかる費用を負担するのかというあたりも、少し違った角度で議論する必要があるのかなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

私の個人的な意見を申し上げますと、やはり今般の遊戯施設のようなものについては、管理者が第一義責任、それをある費用をもって、費用と責任を伴ってメンテナンス会社が第二義責任を有すると考えます。メンテナンス会社は、費用に応じた責任を伴っているのが筋論ではないかと考えます。

【委員】 それで、安全なものは、やはりコースターに乗る料金が高くなると思うんです。そこをきちっとやらないといけないと思います。

【部会長】 そうです。ちょっと事務局とも個人的に話したんですけども、例えば年に2回、ここのコースターはやっていますよということをちゃんと売り場に掲示してもいいし、月に1度やっていますよということを掲示してもいい。私のところは年に1回、最低基準しかやっていないということを出してもいい。利用者はその情報をもとに、自分

の判断をする。私は〇〇先生のようなことはあまり考えていないんですけども、それに
応じて多少、費用がかかっても、それは自分の安全のためにかかっているコストだという
ふうに利用者に理解してもらおうのではないのでしょうか。

【委員】 同感です。コースターも、だから1年のうち2週間とめていますということ
をきちんと公開して、その2週間の間に検査をしている、だから安全ですというふうな状
況をつくっていかないといけないんじゃないか。

【部会長】 それは皆さん方の今日のご意見の中にもありましたように、私どもが安全
というものに、一体どういう負担をする必要があるのかの点に関する社会的な認識の問題
について、皆さん方の意見の中に温度差があるし、国民一人一人の中にも、多分、温度差
があるのではないかというように理解しています。

ほかに。

【委員】 〇〇不動産の〇〇と申します。この中に出てくる単語としては、おそらく所
有者の立場になっている者だと思います。一言言わせていただきたいのは、まず所有者の
立場から物を言うと、エレベーターというのはブラックボックスなんです。縦穴が走って
いて、機械室が上についていて、ほとんど目に触れない状態で運転されているということ
なんです。ですので、私どもの会社もそうですし、おそらくほかのマンションもそうだと
思うんですけども、エレベーターのメンテナンス会社とは、フルメンテ契約という名称
のメンテナンスをやっています。フルメンテというのは、先ほどのABCの話がありまし
たけれども、CなりBがついたときには、それはメンテナンス会社に取りかえるというこ
とです。その費用は所有者が出している。ですから、フルメンテ契約をすると、メンテの
フィーは高い。逆に、オンコール契約というのがありまして、来たときに、これは壊れて
います、かえますかという契約もあります。それは〇〇委員のほうが詳しいと思いますけ
れども、我々、大体の会社はフルメンテ契約でやっていて、おそらく何かあったときに、
99%はメンテナンス会社の人たちがどうやってそれを見ていたのかというのは、所有者
としては説明できないような状態になっていると思います。それが第1点です。

それから、私どもの会社も六本木ヒルズの破断の前に、素線が破断してエレベーターが
停止したことがあります。そのときに、メンテナンス会社と交渉した中で、メンテナンス
会社、メーカーでもいいんですが、2点要求があります。1点目は、確かにJISにいろ
んな、摩耗度とか使用時間のめやす、こうなるとロープをかえなさいというめどがあるん
ですが、各メーカーさんはそれよりもシビアな社内基準を持っているような気がします。

その社内基準をきちんと公表してくれと言っているのかわかりませんが、それを示して、これはCなんです、これはBなんですということをお願いしたい。それからもう一つは、この「対応の方向について」という中の1の(2)の2番目の丸ですが、不具合による情報が含まれていないというのは、これはおそらく、1号機とかという表現で言えば、1号機の固有の不具合の履歴がないということだと思っておりますが、それは検査結果をずっと繰り返していけば履歴がとれるはずなんです。我々が欲しいのは、その1号機と同型式の、ほかの日本のどこかについているエレベーターで不具合があったのかなかったのか。その不具合があった場合、どういう処理をしたかという情報が欲しい。これは各社、例えばお客様サービスセンターとか、クレームセンターというのを持っているはずなんです、どこかで、日本で同じような不具合がなかったのかという質問について、第一義的には、ありませんという答えが返ってくる。我々はそれはおかしいと思っておりますが、それが6カ月ぐらいたつと、実はこういうのが見つかりましたということなので、対応が個別になってしまうよりも、同じ不具合があった場合には、それを公表するという制度も必要ではないかという気がします。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

後段のほうについて何かありますか。

【事務局】 その辺のことも含めて、実は一部、この定期報告でいうと2ページの(2)で行政庁での閲覧ということを考えておりますが、もう少し本格的な情報のあり方については、後ほどご説明しますが、総合技術開発プロジェクトの中で、その仕組みについては検討させていただきたいと考えております。

【部会長】 どうもありがとうございます。

資料4、5、6ということでご意見をいただきました。次の資料7、総プロ関係のことについて事務局からご紹介させていただきたいと思っております。

【事務局】 実は、いろいろ協議いただいたご意見は、むしろこの7のほうで検討すべきご意見が多かったのかなと考えております。最初にご説明した昇降機センターでの技術的な検討ですとか、それから6のうち、おそらく比較的速やかに検討を完了して実施できるものと、少し中長期的に検討しなければいけない部分がございます。この資料7は、その中期的な部分について少し総合的に検討させていただきたいということで、今年度から3カ年計画で、技術開発と書いてございますが、いろいろなソフトの対策も含めて検討さ

せていただきたいということで考えております。

1つは、設計段階としてはもう少しいろいろな、新しい設備も含めてリスクの評価と安全性能をどうするかということ。それから、フェイルセーフという考え方はどうも、いろんな意味できちんととらえられていないんじゃないかということもございまして、そうしたものをきちんと評価した上で、基準をどう設定していけばいいかということを考えてはどうか。それから、その基準自体を審査する仕組みをどうするかということで、重要な部分についての性能評価をどうしていけばいいのか、それから、それをやっていくための体制、基準の見直しを含めてその体制をどうするかということ。

2番目は使用段階でございまして、これはやはり機械ものの耐用年数とかを考慮した維持保全が重要でございまして。それから、その検査方法を考慮して、どういう維持保全をやっていけばいいのかということ、それから、それらをチェックする体制をどうするかということを検討してはどうか。

それから、先ほど出ておりますいろいろな事故情報をどういうふうに集めていけばいいか。この中には、おそらくリコールみたいな方法も一つの手段かなと考えているんですが、そういう仕組みをどう構築し、それらを安全基準にどうやって生かしていくのか、そういう方法を考えていきたいということで、これは建築に限らず、横断的な議論が必要ではないかということで、他分野の方々にも幅広く参加いただきまして、検討させていただきたいと考えております。

【部会長】 どうもありがとうございました。

これは19年度からの3カ年の総合技術開発プロジェクトに関しまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

これは、先ほど来ご意見をいただいております3、4、5および6に絡めたご意見もここに、今の〇〇室長の話に含めていただけるということで。

〇〇先生。

【委員】 先ほど、勇気のある発言だと言っていてあれですが、ちょっと言葉足らずだったかもしれないので、ジェットコースターの話をもう一度だけ、ここにも「遊戯施設等の安全性を確保するため」と、資料7に書いてあるので、もう一回私の気持ちを申し上げたいんですが、私はこれの専門家ではありませんが、テレビで見ている限りでは金属疲労だというふうに、専門家の方はおっしゃる。私の立場から言えば、ばんばんぱんとできるだけ金属疲労が起こるように運転している、そういうものの安全性を、ほんとうに

だれかが専門家として保証できるのかという問題を抜きにこの話を、だれか専門家を集めて最終的に答えがあるのかというところにほんとうに持っていけるのかというのは、僕はちょっとやっぱり、最初のわからないことはわからないように言おうと言っていることとリンクしていて、ほんとうにこれを、専門家をいっぱい集めたら何とかなるんだよというふうに言うのかなというのが、ちょっと最後のところでひっかかるんです。

【部会長】 私のほうの、今の〇〇委員に対して、例えば飛行機を例にあげてみると、飛行機はかなり無理な、適切には大きな荷重が作用しているんですよね。特に着陸時なんて、言ってみれば毎回軟墜落と言ってもいいことをやっている。たまに疲労事故もあったりしています。ただ、確率的には非常に安全な乗り物といえるものですね。だから、今回の事例のように、新しい施設が、今までにないような新しいシステムで動き出したときに、やはり検査の方法も、検査の期間も変わるだろうけれども、そのあたりの点をこの部会で検討していただくのではないかと、私は理解しております。

【委員】 全く先生のおっしゃるとおりで、私もそこについては同意するんですが、しかし、当然、別のところでやっているジェットコースターに乗りたくはないわけだから、必ず一品生産に近いものになる。飛行機もそれに近いんですけれども、でも飛行機は、ものすごい大量のお金と大量の人を使っているわけですね。そこへ、申しわけないけれども、先ほど申し上げたけれど、オーバーワークの我々が乗り込んでいって、ほんとうにやるつもりなのかというのは、やっぱり何かちょっとおかしい。技術屋として、そんなこと僕はやれと言われたら、僕はやりませんとしか言いようがないので、そのところはちょっと、手前でもう一回判断すべきではないかということをお願いだけです。

【部会長】 ほかに何か。

〇〇委員どうぞ。

【委員】 今のお話ですけれども、ご存じのようにリスクの大きさの問題で、あえてそういう、リスクが高いようなことをやる場合は、乗客にもそれだけのリスクを覚悟して乗れとおっしゃるんだと思いますけれども、やはり安全な機械を設計する立場から言うと、どこまでが余裕で、ここから先が危ないんだという、連続モードにかわっていますから。お客さんには避けることも何もできないような施設なわけ、ジェットコースターというのは。そうすると責任は明らかにメーカー、管理のほうにあるはずで、お客さんにはないんです。それをどこで切るかというのは、これは設計者のリスクをどこまで評価して、どこであれば安全とするかという話になるんで、きょうの資料7にありますように、できたら

設計段階の中でフェイルセーフ、これは機械安全の本質的安全設計というんですけど、そこにどれだけウエートを置いて、それでだめなときはどうやって安全装置をつけて、その先で初めて人間が注意するという、段階がちゃんとありますので、そういうことを踏まえて我々はジェットコースターはここでいいだろう、ここではだめだろう、これ以上は許さないという基準を、最低限を決める。最低限を決めてもご存じのように事故は起こり得るので、それより今度は官より、官は多分、最低限の基準を管理する必要はあるかもしれない、それ以上については民が情報公開しながら、ここはこれだけ安全に金をかけています、情報公開で、私はちょっと高いけれども乗りましよう、あとは民に、お客に任せる、そういう話に多分なと思うんです、これをやっていくと。ですから、資料7に従ってこれからどんどん研究して行ってほしいし、特に設計段階については、機械安全のほうで相当、やられておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいし、最後の事故情報は、ご存じのように製品安全のほうで同じようなことが起きていまして、N I T Eというところが全部、情報を集めて公開して、だめなら停止させるということをやっております。非常に参考になる、製品安全も私に言わせると機械と同じです。同じような発想でできるはずですので、いろんな部署が同じようなことを考えておりますので、省庁を越えてこういう研究をしていただければと思います。

【委員】 今の点なんですけど、これには工学ばかり入っていてほかのは入っていないんですけど、社会的リテラシーの話というのがやはりありまして、行政がどのぐらい関与するのかということ考えたときには、やはりジェットコースターとエレベーターは違うと思うんです。そんなに危険で費用もかかるんだったら、ジェットコースターなんて別になければいけないで済む話だし、遊園地がジェットコースターをつくってお客を呼びたいんだったら、そういう意味で自分で費用をかけて安全にして、そこは行政が適切な関与をするということだと思いますけれども、そういう優先順位づけは当然あってしかるべきだし、そういうことを含めて考えていただきたい。そういう観点は、多分、工学も発展すると入ってくるのかもしれませんが、社会科学もお忘れなくということで申し上げたいと思います。

【委員】 全くおっしゃるとおりで、こういうもので大事なものは、私はどちらかというと設計のほうからアプローチしていますが、実は仕組み、社会制度という非常に重要なファクターがあるんです。あとはヒューマンファクター、人間的な側面はものすごく重要で、管理するほうも、管理する仕組みをつくってもそれをやるのは人間だということを考える、

それから、乗るユーザーのほうもやはり人間だということを考えますと、人間的、ヒューマンファクターというのは非常に重要ですので、設計だけ、機械だけと言っているわけではありません。やはり総体的に安全を議論していただきたいと思います。おっしゃるとおりだと思います。

【部会長】 ありがとうございます。安全とか防災は、人文、社会科学等の広い分野が入っております。この件に関しては、きょう、委員の中で意見交換をいたしましたので、もし先生方のほうで新しくご意見がございましたら、総合技術開発プロジェクトは19年度からスタートいたしますので、今後の1カ月程度のめどでご意見、ご注文等を寄せていただきたいと思います。これもまた自由なご見解で結構だと思いますので、ぜひお寄せ下さい。これに関しては、阿部さんに事務局になっていただくということで、メール等で直接にお寄せいただくことにさせていただきたいと思います。いろいろ、こういう項目をプロジェクトでやってほしいということを皆さんのほうからお寄せいただくことを期待しております。私のほうからは、総プロを実施される側に、計画は3カ年でございますけれども、なるべく早くできるものは成果を早く出す、やはり早急な対応をすべき事項に関しては、年次計画で総プロの中でお考えいただければと思います。その点、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。ぜひ、この総プロの進め方についての皆さんのご意見を期待しております。社会科学的にシステムをつくるのが必要だ、ごもつともでございます。何かもう少し具体的なご提言があれば、あわせてお願いしたい。

それでは、あとは本部会の災害対策に関する報告事項でございます。少し時間が押し迫ってきてしまいましたけれども、次に、先日起こりました能登半島沖と、三重県中部を震源とする地震の現地調査が、〇〇研究所と〇〇研究所の合同で行われておりますので、そのあたりをご紹介いただきたいと思います。

これは、事故のほかにもう一つ、災害対策のほうに移ります。

【〇〇研】 ちょっと時間がないようですので、この分厚い資料の中身をご説明しているとかなり時間を要すると思いますので、ちょっとどういう状況かということだけのご紹介をとりあえずさせていただいて、特にこういう点が知りたいというようなご質問があれば受けるという形で、ご紹介だけさせていただきたいと思います。

〇〇研と、〇〇研究所共同で、能登半島地震の調査を行っております。3月25日に発生した地震に関しまして、1ページ目でございますように、まず初動調査をやりました。

私の隣に座っております榎本主任研究官ともう1人、独法の〇〇主任研究員、2人で現地に急いで行って回った。その後、主として今回の地震で問題になったことを順次、調べていっております、地震動の調査、それから天井落下等がありましたので、非構造部材の被害調査、それから木造が非常に壊れております、これは初動調査でも随分見たんですが、さらにそれを定点的に見るという木造の調査。そして、天井等の最初の調査では見られなかった部分と、鉄骨建物の調査。それから、ごく最近ですが基礎・地盤の調査という形で調査を行いました。それと、4月15日に発生しました三重県中部の地震でも、天井が落ちましたのでその調査もちょっとやっております。

以上の結果について、次の2ページ目にこの資料の目次がございます。初動調査の結果は一刻も早く皆様方に見ていただきたいということで、4月6日付で〇〇研究所のホームページで公開しております。きょう、おつけしている資料はそれをその後、一部加筆したものとなっております。それから、地震動関係の記録の分析をしたものを30ページから、それから木造の第2次調査を踏まえたレポートが36ページから、天井に関しては三重県の地震も含めた被害の状況ということで、47ページから資料をつけております。この初動調査以外のものも、本日、〇〇研究所のホームページ上で資料を公開いたしました。これらはいずれも速報でございまして、現在、両方の研究所共同で中間報告という報告書の取りまとめを行っております。その報告書がまとまりましたら、また何らかの形で皆様方にきちんとご報告をさせていただきたいと思っております。

ということで、この資料の性格と状況のご説明は以上でございます。中身に関してもしご質問があれば、実際に現地に行っている〇〇主任研究官と、〇〇委員のほうからもご説明していただけると思っております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。ご質問はございますでしょうか。

〇〇委員、能登半島沖地震の災害調査にいらっしゃったんですね。何か、ご紹介いただけることはありますか。

【委員】 行きました。学校中心で見えてまいりました。

【部会長】 本日は特にご用意いただいた資料はありませんが、調査についてご紹介いただけますか。

【委員】 ふだんはRCの建物をよく見るんですけども、今回は鉄骨の建物、学校がちょっとやられていたというのが特徴的でして、かなり似たようなつくりの、3棟ほど似

たような建物がありまして、1つは、ちょっとディテール、つくりつけの仕方がまずいかなと思われるところがあったので、3棟、似たような建物だったので、ほかの建物を含めてよく見ていただくことが必要なという印象を持ちました。あと、木造関係はわりと古い建物が壊れているという感じがありました。

【部会長】 基本的には、報道で出たのは木造の、何地区というんでしたか。

特徴的な点だけ、簡単にご紹介ください。

【〇〇研】 輪島市の、旧輪島市と旧門前町のうち、旧門前町の被害がやはりかなり大きいということで、資料でいうと6ページになります。9ページ目あたりから10、11、12、この辺が被害ですけれども、今おっしゃられましたとおり、古い木造家屋で土の壁を有するような、構造要素が少ない建物ですとか、それから店舗併用型の、2階にちょっと大き目に乗って、1階の耐力壁が少ない建物が倒壊ですとか大破、大きな被害を受けている。そのほか、店舗と同じ理由ですけれども、車庫ですとか1階を倉庫にしたような建物が被害が大きく出ていました。

概要としてはそういうことです。

【〇〇研】 それぞれのパートの最後のところにまとめというのがありまして、例えば木造ですと45ページの下半分ぐらいのところにありますので、この辺をごらんいただくと大体の感じはおわかりいただけると思います。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、この事故、災害、皆様方にご報告してあります前回以来の建築物にかかわる最近の事故事例と、宝塚市のカラオケボックスの火災の対応、その2点についてご紹介いただきたいと思います。

【事務局】 重立った大きなものは先ほどご説明しました。資料9で、網かけがしてある部分が追加された部分でございます。8月以降、かなりの件数が生じております。例えば5ページ、ベランダの手すりが壊れて落下して死亡されるというような事故がございますし、エレベーターの関係は先ほど申し上げましたので省略させていただきたいと思えます。それから、エスカレーターでも転落、突然停止して転倒するというような事故が生じています。あと、これはおそらく基準法によらないものだと思うんですが、15ページは簡易リフト、相変わらず違法な状態で使って、設置されたもので事故が起こることとも生じております。遊戯施設は先ほど申し上げました、20ページごろからずっと、いろんな事故が起きているという状況でございます。ちょっと時間もございませんので、後ほ

ど見ていただければと思います。

それから、資料10でございますが、これはことしの1月に宝塚のカラオケボックスで火事が起きまして、死者3名ということで、これにつきましては消防と連携いたしまして、今、いわゆる防火上の不備を調査して、是正しているということでございます。残念なことに、次の2ページを見ていただきますとわかりますように、非常に違反が多いということで、45%が違反であるということが確認されておまして、今、急いで是正させているということです。主なものとしては見ていただきますとわかりますが、非常用照明装置といいまして、火事の際に電気が消えても照明がつくというもの。あるいは排煙設備、こういったものも未設置のものが非常に多い。それから、防火区画といいまして、区画で火事を小さく抑えるような区画ができていないもの、内装に非常に燃えやすいものを張っているというもの、こういったものがあるということで、今、是正させているという状況でございます。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ご質問は。

私からちょっと、この資料9のような情報は、国交省のホームページにアクセスできるんでしょうか。

【事務局】 この事故部会の資料という形ではあるんですが、少しわかりにくいんじゃないとか、きちんとした形でわからないということもございますので、今、実はこれのホームページへのアップの仕方を検討させていただいておりますので、もう少しわかりやすく国民に知らしめる仕組みを考えたいと思います。

【部会長】 ぜひ、よろしくご検討をお願いしたいと思います。国交省のホームページの広報をするわけではないんですけど、ぜひそこに皆さんがアクセスできるような形をお願いします。

よろしゅうございますでしょうか。

いろいろありがとうございました。本日は資料6とか、総プロの関係でいろいろ皆さん方からご意見をいただきました。これをもとに総プロの進め方、ご検討いただけると思います。ぜひ、この資料7に関して皆様方のご意見がございましたら、事務局のほうに、阿部さんですね。

【事務局】 事務局はどこでも、建築指導課あてのファクスでも結構でございます。

【部会長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間を超過してしまいましたけれども、今後の予定等を踏まえまして、事務局から今後の予定のご紹介をお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 次回でございますが、今回、先ほど申し上げました定期検査の基準ですとか、例えば報告の中身、こういった部分につきましては事務局が関係団体と協力して、少し具体的な案を考えたいと考えておりますので、今回はそれを少しご議論いただきたいと思っております、できますれば7月下旬か8月上旬頃に開催させていただきたいということで、後ほど日程調整をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 少し状況が把握されて、今後の見通しがついた段階で早急に対応したいということで、次回、間隔的には短いんですけれども、7月末か8月の頭ということを用意しております。また日程については事務局のほうから、皆さん方の都合をお伺いすると思ひますので、よろしくご回答をお願ひします。また多数の委員のご出席をいただき、実りある議論を進めたいと思ひます。

予定の時間をオーバーしましたがけれども、本日予定の議題は終わりました。以上をもちまして、本日の第7回の部会をこれで終了させていただきたいと思ひます。皆さん、どうも本日はお忙しい中ありがとうございました。

— 了 —